

広島県環境影響評価に関する条例（平成十年広島県条例第二十一号。以下「条例」という。）第二十九条第一項の規定による環境影響評価対象事業の工事着手等の届出があったので、同条第二項の規定によって、次のとおり公告する。

令和五年三月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

事業者の氏名	平良丘陵開発土地区画整理組合 理事長 竹内 康治
事業者の住所	廿日市市下平良一丁目一四 廿日市市役所分館二階

二 対象事業の名称、種類及び規模

対象事業の名称	平良丘陵開発土地区画整理事業
対象事業の種類	土地区画整理事業
対象事業の規模	七四・四七ヘクタール

三 対象事業実施区域

廿日市市上平良・下平良地内

四 条例第二十九条第一項各号のうち、該当することとなった号並びにその理由及び時期

該当することとなった号	第一号
該当することとなった理由	対象事業の実施に着手したため
該当することとなった時期	令和五年三月一日